

平成30年度 第1四半期 指摘事項一覧（処置結果追記分）

事業所名：国立研究開発法人日本原子力開発機構青森研究開発センター

作成責任者 統括原子力運転検査官 大場 國久

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月14日	前田 富成 森 一義	保安管理課長	<p>平成30年度第1回保安検査において、放射線測定機器の管理状況を確認したところ、「青森研究開発センター原子炉施設品質保証計画書」の7. 6(3)⑤「測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価して記録する。」の要求事項に対して不十分であることが確認された。</p>	平成30年6月28日	<p>「測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合において、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性の評価を記録する」の要求事項に対する不十分であることの対応は、実施した妥当性の評価について、記録を作成するよう改善を行う。</p> <p>また、QMS文書の「原子力第1船原子炉施設 監視機器及び測定機器の管理要領」に上記の改善を反映し、関係者への教育・周知を行う。</p>
				<p>本件は、GM管式サーベイメータ(GM-4)の故障において、それまでに測定した結果の妥当性評価として、平成29年11月9日の施設定期自主検査以降、週1回の点検により、12月26日までの間は当該サーベイメータの測定値の正当性が保証された状態に維持されていたこと、12月26日から故障を確認した12月28日までは測定に使用していなかったことから、故障までに測定した結果に影響はなかったと評価しているものの、その評価結果が記録されていないことが判明した場合において、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性の評価を記録するように指導事項として指摘した。</p>	平成30年11月22日	<p>不適合管理を行い、「GM管式サーベイメータ(GM-4)の故障に伴う測定結果の妥当性評価結果」に記録した。または正処置を行い、「原子力第1船原子炉施設監視機器及び測定機器の管理要領」を平成30年10月1日に改正して手順を明記するとともに、保安管理課及び施設工務課の課員に対して再発防止教育を行った。</p> <p>さらに、類似の事象として、平成30年10月25日に「使用済樹脂移送水一時受タンク液位差圧伝送器の校正外れ」が発生したが、改正した手順にしたがって処理を行った。</p> <p>以上のことから、本指摘事項に対するフォローを完了する。</p>

平成30年度 第3四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名:【廃止措置中】国立研究開発機構青森研究開発センター

作成責任者 統括原子力運転検査官 大場 國久

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		